

町田市教育環境整備地区建築条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市教育環境整備地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条及び第50条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める教育環境整備地区（以下「教育環境整備地区」という。）内における建築物の建築の制限及び緩和並びに建築物の敷地、構造又は建築設備の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示した教育環境整備地区の区域に適用する。

(教育環境整備地区の区分)

第4条 教育環境整備地区は、第一種教育環境整備地区及び第二種教育環境整備地区とする。

(教育環境整備地区内の建築等の緩和)

第5条 第一種教育環境整備地区内においては、法第48条第3項（法第87条第2項で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別表第一種教育環境整備地区の項に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は当該建築物の用途への用途の変更（以下「建築等」という。）をすることができる。

(教育環境整備地区内の建築等の制限)

第6条 第二種教育環境整備地区内においては、法第48条第11項（法第87条第2項で準用する場合を含む。）に定めるもののほか、別表第二種教育環境整備地区の項に掲げる建築物の建築等をしてはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、第一種教育環境整備地区にあつては500平方メートル以上、第二種教育環境整備地区にあつては1,000平方メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用に供する建築物の敷地においては適用しない。

(壁面の位置の制限)

第8条 第一種教育環境整備地区においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、5メートル以上でなければならない。ただし、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用に供する建築物については、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 教育環境整備地区内の建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。

2 前項の規定による建築物の高さの算定については、次に定めるとおりとする。

(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(維持保全)

第10条 教育環境整備地区内の建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の用途を適法な状態に維持しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

地区の区分	建築物
<p>第一種教育環境整備地区</p>	<p>(1) 次に掲げる要件を満たす工場</p> <p>ア 主として共同給食調理場の用に供すること。</p> <p>イ 調理業務の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内であること。</p> <p>ウ 原動機の出力の合計が2,500キロワット以下であること。</p> <p>(2) 町田市が設置する小学校及び中学校の学校給食(以下この号において単に「学校給食」という。)により生じた廃棄物のみを処理する処理施設で、次のいずれかの用に供するもの(その用に供する部分の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル以内のものに限る。)</p> <p>ア 学校給食により生じた紙製容器の再資源化(当該紙製容器のうち有用なものの全部又は一部を紙製容器の原材料として利用することができる状態にすることをいう。)</p> <p>イ 学校給食により生じた食品残さの堆肥化</p> <p>(3) 体育館(体育館の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のものに限る。)</p> <p>(4) 観覧場(客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(5) 集会場</p> <p>(6) 事務所</p>
<p>第二種教育環境整備地区</p>	<p>工場(次に掲げる要件を満たすものを除く。)</p> <p>(1) 主として共同給食調理場の用に供すること。</p>

(2) 調理業務の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内であること。

(3) 原動機の出力の合計が2,500キロワット以下であること。